

訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン の ど か
重 要 事 項 説 明 書

医療法人社団 紀洋会

訪問看護ステーション のどか

(重要事項説明書)

本書は、訪問看護ステーション のどか のご利用にあたり、重要な事柄について、ご承知いただくためにまとめたものです。ご一読いただき、ご不明な事に関しましては、お気軽にご質問ください。

(事業者の表示)

本事業所は、以下の概要を有しています。

名称：医療法人社団 紀洋会 理事長 余田 洋右

住所：兵庫県丹波篠山市東吹 1015 番 1

電話：079-594-1616

設立：昭和 60 年 5 月

業務：岡本病院（一般病床、療養病床）・介護老人保険施設 咲楽荘

介護医療院 ふきの郷・訪問看護ステーション のどか 居宅介護支援事業所（咲楽荘・咲楽・みずほ）・

デイサービスセンター（さくらんぼ・篠山東・今田・篠山市西紀）

小規模多機能型居宅介護（和楽の郷・百寿の郷・三田・けやきの郷・柏原の郷）看護小規模多機能型居宅介護 ひまわり

認知症対応型共同生活介護（篠山・篠山東・今田・福の郷・幸の郷・ふくろくの郷・あゆみの郷・つきの樹・井沢の郷・グリーンリーフ）

連絡部署：事務局

(事業所の表示)

名称：訪問看護ステーション のどか

事業所番号：2861490023

所在地：兵庫県丹波篠山市東吹 980 番 1

電話：079-556-7570

開設：平成 11 年 12 月

(サテライトの表示)

名称：訪問看護ステーション のどか 三田営業所

事業所番号：2861490023

所 在 地：兵庫県三田市西山 2 丁目 28-7

電 話：079－506－8029

開 設：平成 25 年 4 月

名 称：訪問看護ステーション のどか 丹波営業所

事業所番号：2861490023

所 在 地：兵庫県丹波市春日町野村 1350－1

電 話：0795－86－8688

開 設：平成 30 年 9 月 1 日

（事業所の責任者）

管理責任者：所長 塩見英美

（事業実施地域）

事業実施地域は、丹波篠山市・丹波市・三田市全域・神戸市北区及び京都府福知山市といたします。

（事業の目的及び運営方針）

私達は、訪問看護の事業を行うにあたり、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が、医療上の看護等を必要とする者、又は要介護状態にある高齢者に対して、適正な看護・介護を提供することを目的といたします。

また、事業の運営にあたり、以下の事柄に細心の注意を払います。

- ①利用者が、可能な限り居宅において、生き生きとした療養生活を営めるようかかりつけ医との連携のもと最善の配慮をいたします。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場でサービス提供を心がけ、生きがいのある生活の創造を目指します。
- ③市・地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業所・介護保険施設等との連携に努めます。

（従業員）

看護師 2.5 名以上 理学療法士 1 名以上

但し 状況により増員することがあります。

（サービス内容）

当事業所は、次のサービスを提供いたします。

- ①病状及び障害の観察

- ②清拭及び洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等の日常生活の介護
- ④褥創の予防及び処置
- ⑤リハビリテーションの指導及び実施
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他、医師の指導による医療処置

(料金)

医療保険を使用された場合には、医療保険証に基づいた額が、自己負担金となります。別紙 1 及び別紙 1-1、1-2、1-3、1-4 を参照のこと。

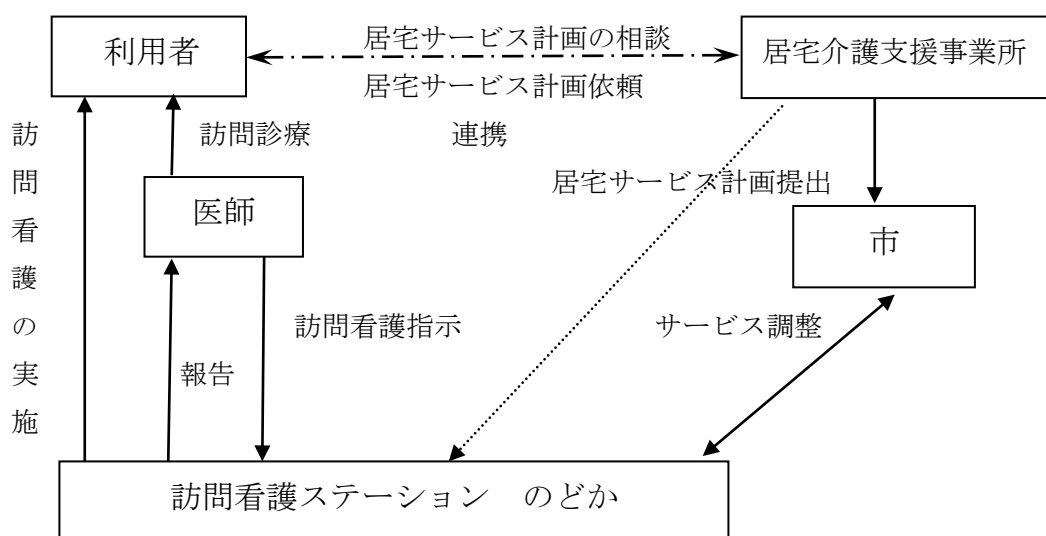
介護保険を使用された場合には、介護保険負担割合証に基づいた額が、自己負担金となります。別紙 2 を参照のこと。

(償還払い)

要介護者については居宅サービス計画を市に提出する前に、本サービスの提供を受けられた場合には、償還払いとなり、一時ではありますが、全額を自己負担しなければなりません。この場合には、サービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供手順)

要介護者に対するサービスの提供の手順は、概ね次のようになります。



(相談窓口)

医療保険、介護保険に関する内容について、いつでも相談及び苦情に対応できるように、次のような体制をとります。ご遠慮なく、お申し出ください。

担当責任者 塩見 英美

時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

曜 日 月曜日～金曜日

方 法 面談・電話にて (079-556-7570)

尚、当該市の介護保険担当及び兵庫県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口でも受け付けております。

(身体の拘束等)

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとします。

(非常災害対策)

災害時の為、随時防災訓練を実施します。

(虐待の防止について)

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	所長 塩見 英美
-------------	----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 事業所職員に対して虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（担当者の変更）

当事業所の担当者の変更に関するご希望がある場合にはご相談させていただき、結果、変更することが妥当との判断となった場合には、速やかに変更させていただきます。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を契約書第10条の通り適切に取り扱います。また 正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時事業者間の連絡 紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護の為、必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとなります。

尚、情報の提供に際し、同意を得られない場合には、適正なサービスの提供に不都合を生じる場合がありますので、ご注意ください。

（家族等への連絡）

一連の業務を遂行するに当たり、利用者本人に連絡を行いますが、同様に家族にもご連絡を希望される場合には、お申し出ください。

（記録の保管）

サービスの提供に係る書類は、5年間（5年後の応答日）保存するものとします。但し、診療録等の医療に係る記録は、10年間保存と致します。また、記録の写しの発行については、実費をいただくこととなります。

（緊急時の対応）

万一の事態に対処するため、緊急時訪問看護体制（24時間対応可能）及び特別管理体制（高度な医療機器の管理）を取っています。更に、後方支援病院として、併設の岡本病院への緊急入院体制も取っています。

（損害賠償）

当事業所のサービス提供において、何らかの事故が生じた場合に、その原因が当事業所にある時には、利用者よりの損害賠償の請求に応じることになります。

（損害保険への加入）

万一の事態に対処するため、当事業所は、次の内容の保険に加入しております。

損害保険ジャパン(株) 社団法人 全国訪問看護事業協会

（留意事項）

- 1.当事業所の行う業務は、各サービスの提供に対して、中立公平であり、利用者及び家族の意思によって決定されるものであること。
- 2.当事業所のサービスにおいては、医師の意見に基づいて提供されるものであること。
- 3.利用者のプライバシーに厳に配慮し、守秘義務を確実に果たすこと。

（禁止事項）

- 1.担当者は、サービス提供契約以外の実施においての営利行為をおこなってはならない。
- 2.担当者は、いかなる宗教及び政治活動を利用者及び家族に対して行なってはならない。
- 3.担当者は、その他、利用者や家族の不利益になるような言動をおこなってはならない。

（料金の支払）

月初に請求書を配布し、口座引き落としにて徴収致します。特別な事情のある場合には、現金での徴収を行います。利用料金については、別紙 1、1-1、1-2、1-3、1-4 及び別紙 2 のとおりとなります。

（利用料の変更）

利用料を変更する場合には、書面をもって、利用者に対して説明し同意を得ることとします。特に 介護保険適用部分の変更においては、変更同意ができない場合には、利用者から解約することができることとします。また、自費にお

いては、少なくとも1か月前に文書をもって連絡することとします。

(契約の解約)

利用計画の策定により実施される当事業所のサービスにおいて、利用者との間に結ばれた契約は、以下の内容にて解約できることとします。

利用者からの申し出が行われた場合

- ・解約は、お申し出により、いつでも即時することができます。
- ・解約に関する手数料は、必要ありません。

当事業所からの申し出が行われる場合

- ・事業の縮小・廃止の場合
- ・利用者からの虚意の申請内容
- ・利用者の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、当方の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったとき
- ・利用料が2か月分滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払いがないとき

(キャンセルする場合の費用)

当事業所の提供するサービスを享受する前に、利用者の都合によるキャンセルが生じた場合においても、その事由にかかわらず、費用を徴収することはいたしません。

(契約の終了)

死亡・施設に入所あるいは介護認定が自立となった場合には、自動的に契約は終了したものとします。

(居宅サービス計画による実施)

要介護者に対する当事業所の提供するサービスは、予め定められた居宅サービス計画に基づいて行われるものです。更に、当事業所独自のケア・プランを策定し、これに基づいたサービスを提供することとします。

(重要事項の変更)

本書に変更が生じた場合には、速やかに周知していただく必要がある為、郵送にて通知するものといたします。

(重要事項説明の確認等)

当事業所が、本書を説明し、同意をいただいた証として、署名を頂きます。

平成 17 年 3 月 1 日 改定
平成 18 年 4 月 1 日 改定
平成 22 年 4 月 1 日 改定
平成 23 年 6 月 1 日 改定
平成 24 年 2 月 1 日 改定
平成 24 年 4 月 1 日 改定
平成 25 年 3 月 1 日 改定
平成 25 年 4 月 1 日 改定
平成 30 年 9 月 1 日 改定
平成 31 年 1 月 15 日 改定
令和 2 年 2 月 1 日 改定
令和 2 年 7 月 1 日 改定
令和 2 年 11 月 1 日 改定
令和 3 年 1 月 1 日 改定
令和 5 年 8 月 29 日 改定
令和 6 年 6 月 1 日 改定
令和 6 年 10 月 17 日 改定